

経済産業大臣 中川 昭一 様  
資源エネルギー庁長官 日下 一正 様

## 再処理を前提とした原発優遇措置に関する質問状（案）

経済産業省の総合資源エネルギー調査会・電気事業分科会では、制度・措置検討小委員会で電力自由化の下での原発優遇措置を検討しています。他方では、総合資源エネルギー調査会 需給部会で2030年までの長期エネルギー需給見通しを策定中であり、原子力委員会では「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「長計」）の見直しに入ろうとしています。しかし、制度・措置検討小委員会では、すでに破綻した長計に基づいて六ヶ所再処理工場の操業を前提とする全量再処理路線のまま、来年4月以降の制度措置を策定しようとしています。これは長計見直しの議論を拘束するだけでなく、発電時点でのコスト回収の原則を崩し、次世代に大きなツケを回すものです。そこで、貴職に質問致しますので、6月21日の交渉日までに文書回答されるよう強く求めます。

### 1.原子力長期計画見直しとの関係について

(1)現在検討中の原発バックエンド費に関する制度措置は、現行長計を前提にしているとのことですが、長計は破綻し、第2再処理工場建設計画の見直しが議論され、六ヶ所再処理工場のウラン試験も延期されています。現行長計を引きずったままでの制度措置の検討は原子力政策の硬直化を招く恐れがあります。原子力委員会で長計策定作業が始まるようしている矢先に、経済産業省が全量再処理・プルサーマル路線の現行長計を推進するためだけの制度措置を策定するのは長計見直しの自由な議論を妨げるものだと私たちは考えますが、いかがですか。

コスト等検討小委員会での試算では、経済産業省も認めるとおり、原発の収益性をより良く表す運転年数16年の法定耐用年発電単価で、原発はLNG火力に負けており、LNG燃料費の低下を考慮すればその差がさらに開くことは明らかです。有価証券報告書に基づく発電単価でも負けています。電力自由化の下で電力会社が原発優遇措置を求めるのはこのためだと私たちは考えますが、いかがですか。

また、一連のデータ改ざん、ひび割れ隠し、不正工事などで電力会社への信頼は地に落ちています。東京電力に続き、関西電力でも最近、運転優先・コスト削減のための検査の不正が発覚しています。

新しい長計が策定されるまで、制度措置の策定を検討段階にとどめ、六ヶ所再処理工場を動かすべきかどうか、再処理・プルサーマル路線をこのまま強引に進めるべきかどうか、国民的な議論をするのが先決だと私たちは考えますが、いかがですか。

長計見直しの結果、六ヶ所再処理工場の運転を凍結するとの方針が打ち出された場合には、現在検討中の制度措置が水泡に帰します。バックエンド対策を長期にわたり放置してきたにもかかわらず、長計見直しで、制度措置を検討するための前提条件が変わる可能性があるにもかかわらず、なぜ今、制度措置の策定を急ぐ必要があるのですか。

(2)現行長計でも「柔軟な対応」が記されておりまして、長計見直しが叫ばれる下では、六ヶ所再処理工場計画の現段階での凍結、プルサーマル計画の中止、脱再処理・ワンススルー路線への転換、脱原発政策への転換など、原発・核燃料サイクル政策に関する様々な選択肢の下での制度措置を種々検討し、経済産業省として再処理・プルトニウム利用政策見直しの議論に資するべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

### 2.制度措置の前提条件について

(1)コスト等検討小委員会に出された電気事業連合

会のバックエンド費試算では、まだ法的に認められていないクリアランスレベルを導入して廃棄物処分費を2000億円浮かし、MOX燃料加工や返還廃棄物貯蔵に伴う廃棄物の六ヶ所村集中貯蔵を仮定して1200億円浮かしています。また、深地層処分の岩盤強度が想定より弱く、地下水流速が速ければ2200億円程度高くなるも推算されています。さらに、電事連は、処分施設の線量目標値の緩和、保守点検項目削減、廃棄物管理規制の一層の緩和など安全規制緩和によるコストダウンを求めています。このように、バックエンド費はその安全規制や立地点の技術的政治的特性に大きく依存しており、前提条件を変えればコスト試算値も1兆円規模で変わる曖昧なものだと私たちは考えますが、いかがですか。実際のコストが試算値より大きく増えた場合には未回収金が生じますが、その場合、経済産業省としてどのような責任をとり、電力会社に発生者責任をどのようにとらせるつもりですか。

(2)経済産業省は、原発のバックエンド費の一部未回収問題について、「総括原価制度の下で将来の曖昧なコストを料金原価に算入させなかった責任は政府にあり、それを是正する。発生者責任によるコスト負担、受益者負担による発電時点でのコスト回収、世代間公平性と透明性の確保を原則とする。」と主張していますが、現在検討中の制度措置の内容そのものがこの原則に反すると私たちは考えますが、いかがですか。経済産業省として、他から指摘される前に自らその問題点を国民の前に明らかにし、信を問うべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(3)再処理操業費のうちガラス固化体貯蔵費およびTRU廃棄物(超ウラン元素を含む放射性廃棄物)処理貯蔵費については、英仏再処理委託分はすでに再処理引当金に算入されており、六ヶ所再処理工場分1兆5200億円についても見積りができた段階で残滓処理(高レベル廃液のガラス固化処理貯蔵)単価の中に繰り入れて自動的に再処理引当金に算入されることとなるため、法制度上は手当済みだと私たちは考えますが、いかがですか。これをなぜ、再処

理引当金制度の法制度の枠内で処理せず、未手当てまたは未回収金として今回の制度措置対象に含めるのですか。

(4)フランスの再処理工場UP2とUP3(各800tU/年)での再処理実績は、それぞれ1.0万tU(1976～2001の26年)と0.7万tU(1989～2001の13年)であり、2002年分の0.1万tU(UP2とUP3の計)を合わせても合計1.8万tUにすぎません。UP3のコピーである六ヶ所再処理工場では40年間800tU/年のフル操業で3.2万tUの使用済核燃料を再処理することが想定されていますが、電力会社と日本原燃の間では1万tU程度の契約しかないのではありませんか。合計3.2万tUを再処理するとの契約書が存在しなければ、3.2万tUを六ヶ所再処理工場で再処理するという大前提が成り立たないこととなりますが、いかがですか。

(5)六ヶ所再処理工場を稼働させなければ、18.8兆円の総バックエンド費の大半は発生せず、2004年度末までの既発電分を含めて、英仏再処理委託分を除き、現在検討中の制度措置は不要です。再処理工場による日常的な放射能汚染、労働者被曝、重大事故の危険もなくせます。さらに、原発の運転を止めて脱原発へ進めば、使用済核燃料は新たに発生せず、これ以上のバックエンド費の発生もありません。次世代にこれ以上大きな負担＝負の遺産を増やすこともありません。長計見直しの中でこのような選択肢を検討すべきであり、長計見直しが済むまで、制度措置の策定を急ぐべきではないと私たちは考えますが、いかがですか。

(6)2010年頃から発生する使用済核燃料の半数以上、計3.4万tUが中間貯蔵されるとの想定ですが、これらについては再処理契約は存在しません。再処理契約がなく再処理単価や残滓処理単価が曖昧な状態でも再処理引当金の積み立てを認めるのですか。また、中間貯蔵される3.4万tUのバックエンド費は、全量再処理と言いながら再処理先が未定なため、発電時点で未回収のまま次世代へ先送りされます。これでは、経済産業省は過去の過ちを再び犯

すことになり 無責任だと私たちは考えますが、いかがですか。この際、少なくとも再処理契約のない使用済核燃料についてはその発生を認めず、原発の運転を止めるのが、経済産業省として責任ある姿勢だと私たちは考えますが、いかがですか。

### 3. 検討中の制度措置について

(1)第4回制度 措置検討小委員会では、未手当バックエント費について、(a) 2005年3月末までの既発電分を送電線の託送スキームを使って15年間で回収し、(b) 2005年4月以降の将来発電分を40年間で回収し、(c) 電力会社内で社内留保されてきた使用済核燃料再処理引当金および原子力発電施設解体引当金とともに、回収金をすべて外部組織へ拠出する方向で議論が進んでいます。未手当バックエント費8兆7000億円のうち、MOX燃料加工費、ウラン濃縮工場バックエント費、使用済核燃料中間貯蔵費の計2兆4400億円については制度措置の対象外とし、輸送・貯蔵費2兆1100億円についても対象外にするかどうかを検討中です。使用済核燃料中間貯蔵費を対象外にするのであれば、それと同じ理由で、すべての放射性廃棄物の輸送・貯蔵費を対象外にすべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

さらに、本来再処理引当金で積み立てるべき再処理操業費のガラス固化体貯蔵費とTRU廃棄物処理貯蔵費の計1兆5200億円も対象外にすべきであり、結局、制度措置を検討するとしても、その対象とすべき未手当分は、再処理施設と返還廃棄物管理施設の廃止措置費およびTRU廃棄物処分費の計2兆6400億円(うち既発電分1兆2800億円、将来発電分1兆3600億円)に限定されると私たちは考えますが、いかがですか。

(2) 特定放射性廃棄物(高レベル放射性ガラス固化体)に関する拠出金」導入の際には、料金原価算入時点(2000年)より前の未回収金は、2000年度以降の14年間(2000年に2/15、2001～2013年に毎年1/15)にわたり9電力会社の発電費として料金原価に算入され、拠出される方式になりました。特定規模電気事業者PPS(電力自由化で新規に参入した

電気事業者)の電力需要家には課されません。

「使用済核燃料再処理引当金」導入の際には、料金原価算入時点(1986年)より前の再処理引当金相当の金額は料金原価として回収されないままです。実決算に計上された1981年度以降、1985年までの5年間の積立金は料金原価として回収されないまま電力会社によって積み立てられてきたと言えます。

「原子力発電施設解体引当金」導入の際には、料金原価算入時点(1989年)より前の解体引当金相当の金額は料金原価として回収されないまま電力会社が積み立てたと言えます。解体放射性廃棄物処理処分費が2000年度に総見積額へ追加計上されましたが、それより前の発電分に対応する処理処分費用は料金として回収されないまま電力会社によって積み立てられています。

このように総括原価方式の下でも、未回収バックエント費の既発電分については、料金原価への算入が認められないまま、また、PPSへの転嫁が認められないまま電力会社によって積み立てられてきました。今回の既発電分に対しては、なぜ、従来とは異なる特別な制度措置が必要なのか。国民が納得できる理由を説明して下さい。

(3)別途積立金と原価変動調整積立金は電力9社計でそれぞれ約1.1兆円と約1.9兆円、計約3.0兆円(平成15年3月末現在)にのびります。これらはそれぞれ当時の通産大臣の要請を受けて電力会社が円高による為替差益および石油価格値下がりで「益」を積み立てたものであり、両積立金とも、商法上の任意積立金であるため、燃料費等の原価が高騰し、10%配当等を前提とした期間収支が不足する場合などに、株主総会の決議を経て取り崩す。」(第3回制度 措置検討小委員会参考資料2)とされています。

しかし、これらの積立金は総括原価方式で電気料金が決められるという条件下で円高や石油価格値下がりという歴史的条件によって発生した「利益」であり、電力消費者が電力会社に過剰に支払った電気料金であり、総括原価方式の趣旨からすれば電力消費者へ還元されるべき積立金です。したがって、総括原価方式の下で原発のバックエント費用

を料金原価に算入できなかった」という電力会社の主張に対処するためにはこれらの積立金を使うのが妥当だと私たちは考えますが、いかがですか。

また、別途積立金と原価変動調整積立金を長期間取り崩さずに残すと、電気料金を支払った世代が損をすることになり、逆の世代不公平になります。世代間不公平を是正するためには別途積立金と原価変動調整積立金を積み立てた世代がこれを用いて未払のバックエンド費を支払うのが合理的だと私たちは考えますが、いかがですか。

9電力会社の原価変動調整積立金約1.1兆円は、1983～1988年度の6年間に積み立てられた後、その後の積み立てはなご20年以上にわたり一度も取り崩されていません。9電力会社の別途積立金は、1979年度に全額取り崩された後、25年間で約1.9兆円(平成15年3月末現在)が積み立てられましたが、295億円が取り崩されただけです。これら約3兆円の積立金は総括原価方式の下で電力会社が電力消費者から一時的に預かっているという性格のものであるにもかかわらず、社内留保された積立金として20年以上運用され、利益を上げています。その意味では電力会社はこれらの積立金によってすでに十分利益を享受したのであり、これを電力会社の主張する「総括原価方式の下でのバックエンド費未手当問題」の解消に投じるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。そうすれば、未手当バックエンド費計2兆6400億円(うち既発電分1兆2800億円、将来発電分1兆3600億円)の問題はほぼ解消され、新たな制度措置は不要だと私たちは考えますが、いかがですか。

#### 4.再処理引当金について

(1)経済産業省の説明(今年5月21日)によれば、再処理引当金は退職給与引当金と同様の考え方に立ち、再処理要支払額の60%をその発電年に積み立てるのではなく、17年間にわたって100%まで毎年階段状に積み立てるとのことです。そうであれば、再処理要支払額を発電年には少ししか積み立てず、その翌年から16年間の発電時に回収し続けることになり、また、過去17年間にわたる既発電時の未回収

金を回収するということになりますが、それに相違ありませんか。この再処理引当金制度そのものが、受益者負担による発電時のコスト回収および世代間公平性の原則に反すると私たちは考えますが、いかがですか。

(2)「今年発電分から再処理しない」という方針に転換した場合、これまでに積み立てられた再処理引当金では再処理要支払額の60%しか存在しないため今年以降も残り40%の再処理引当金を積み増さない限り、要支払額を賄えず、再処理できないことになりませんが、それに相違ありませんか。それとも電力会社が損金を計上して再処理するのですか。

(3)電力会社別貸借対照表(第2回制度・措置検討小委員会参考資料1)によれば、平成15年3月末現在の使用済核燃料再処理引当金および原子力発電施設解体引当金の電力9社合計はそれぞれ約2.5兆円(第1回制度・措置検討小委員会別紙1によれば、平成14年度末残高約2.7兆円、取崩計1.2兆円)および約9千億円(同、平成14年度残高1.0兆円、取崩計13億円)になります。これらの引当金は非課税であり、電力会社の無利子の自己資本として運用され、小熊竹彦氏の試算(第3回制度・措置検討小委員会)によれば、その運用益は、再処理引当金で約1.6兆円、原発施設解体引当金で約4600億円に上ります。ところが、総括原価方式ゆえに、その運用益を引当金へ回して料金原価を引き下げようには使われてきませんでした。つまり、この運用益はすべて総括原価方式の下で発生した過剰運用益であり、電力会社への優遇措置以外の何者でもないと私たちは考えますが、いかがですか。電力会社は総括原価方式の下でこのようなぼろ儲けをしてきたのですから、総括原価方式の下で未回収金が生じたというのであれば、その儲けで相殺して当然だと私たちは考えますが、いかがですか。

以上

**共同提出団体 個人：**(現在募集中)

連絡先 **若狭連帯行動ネットワーク**(〒583-0005 藤井寺市惣社1-1-21 久保きよ子方 TEL/FAX0729-39-5660)